

東京大学大学院薬学系研究科遺伝子組換え生物等の使用等実施規則

平成 17 年 1 月 1 日制定

平成 17 年 9 月 14 日改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、遺伝子組換え生物等の使用規制による生物多様性の確保に関する法律施行規則及び研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（以下「法律等」という。）及び東京大学遺伝子組換え生物等の使用等実施規則（以下「実施規則」という。）に基づき、薬学系研究科における遺伝子組換え生物等の使用等（以下「実験等」という。）の安全確保に関し、必要な事項を定め、もって的確かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則の解釈に関する用語の定義については、法律等に定めるところによる。

(対象)

第 3 条 この規則は、薬学系研究科（以下「研究科」という。）において行われる実験を対象とする。

第 2 章 大学院薬学系研究科遺伝子組換え生物等委員会

(設置)

第 4 条 実施規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、研究科に大学院薬学系研究科遺伝子組換え生物等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 5 条 委員会は、薬学系研究科長（以下「研究科長」という。）の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査・審議し、助言・勧告する。

- (1) この規則の制定、改廃に関すること。
- (2) 研究科に申請のあった第一種使用規程に係る実験等計画及び第二種使用等拡散防止措置に係る実験等計画（以下「実験等計画」という。）に係る法律等及びこの規則との適合性に関すること。
- (3) 実験室又は実験区域及び実験設備（以下「実験室等」という。）に関すること。
- (4) 実験等にかかる教育訓練及び実験者の健康管理に関すること。
- (5) 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関すること。
- (6) その他、実験等の安全確保に必要な事項に関すること。

2 委員会は、必要に応じて実験管理者等から実験等の安全管理に関する報告を求めることができる。

(組織)

第6条 委員会は、委員若干名をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから研究科長が任命する。

(1) 実験管理者 若干名

(2) 実験に従事していない研究科の教授又は助教授 若干名

(3) 前各号に定めるもののほか、研究科長が必要と認めた者 若干名

(委員長)

第7条 委員の互選により委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会の事務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(委員会内規)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

第3章 研究科長等の任務

(研究科長)

第10条 研究科長は、研究科における実験等の安全確保について、総括管理する。

2 研究科長は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) この規則を制定、改廃すること。

(2) 委員及び遺伝子組換え生物等薬学系研究科拡散防止主任者(以下「拡散防止主任者」という。)を任命すること。

(3) 法律等及びこの規則に基づき研究科に申請のあった実験等計画の適合性について審査を行うこと。

(4) 前号の第二種使用等拡散防止措置に係る実験等計画のうち、文部科学大臣の確認申請の必要のないものの実施について、承認を与えるか否かの決定を行うこと。

(5) 研究科における実験等方法の改善の勧告、実験等計画の変更、実験等の一時停止命令及び承認の取消しを行うこと。

(6) 実験等に使用する施設・設備について、その管理保全に関するここと。

(7) 実験等に係る教育訓練及び健康管理に関するここと。

(8) その他実験等の安全確保に関して必要な場合には措置をとること。

(拡散防止主任者)

第 11 条 実験等の安全確保に関する研究科長の任務遂行を補佐する機関として、拡散防止主任者を置く。

- 2 拡散防止主任者は、研究科の教授又は助教授の中から研究科長が任命する。
- 3 拡散防止主任者は、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 実験等計画が法律等及びこの規則に基づいて、適切に遂行されているか否かを確認すること。
 - (2) 実験等の安全性について、研究科長に対する助言又は勧告を行うこと。
 - (3) 実験等の安全性について、実験等従事者に対する指導助言を行うこと。
 - (4) その他実験等の安全確保に関する必要な事項を行うこと。

(実験管理者)

第 12 条 実験等を実施しようとするときは、実験等計画ごとに、当該実験等従事者のうちから実験管理者を定めなければならない。

- 2 実験管理者は、個々の実験等計画の遂行について責任を負うものとする。
- 3 実験管理者は、委員会及び拡散防止主任者との連絡の下に、実験等計画の申請、及び次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 法律等及びこの規則を遵守し、実験等計画の立案及び実験等実施における適切な管理・監督に当ること。
 - (2) 実験等従事者に対して、実験等の安全確保に関する教育訓練を行うこと。
 - (3) 実験等計画を研究科長に申請し、総長または研究科長の承認を受けること。
 - (4) 実験等に係る記録を作成及び保存すること。
 - (5) その他実験等の安全確保に関して必要な事項を実施すること。

(実験室等の管理保全)

第 13 条 実験管理者は、実験等に使用する実験室等を法律等に従い、その管理保全に努めること。

(実験室等の使用)

第 14 条 実験管理者は、実験室等の使用に当たっては、法律等を遵守した措置をとること。

(実験等試料の取扱い)

第 15 条 実験等従事者は、実験開始前及び実験中において常時実験等に用いられる拡散供与体、ベクター、宿主等が生物学的拡散防止措置の条件を満たすものであることを厳重に確認するとともに、実験等試料（遺伝子組換え生物等）の取扱いについては、法律等に定める拡散防止措置のレベルに応じて厳重に行うこと。

- 2 実験等従事者は、遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等を行わせる場合には、文書等により情報提供しなければならない。
- 3 実験等従事者は、遺伝子組換え生物等を譲受しようとする場合は、文書等により情報提供を受けなければならない。

4 前2項の情報提供の方法及び内容については、平成17年6月24日付東大研
究発第43号「遺伝子組換え生物等の国内移動の際の情報提供等及び輸出の際の
表示等について」に基づくものとする。

第4章 実験等計画の承認手続

(審議基準)

第16条 委員会が実験等計画の安全性について審議する場合の基準は、法律等の定
めるところによる。

(第一種使用等)

第17条 第一種使用等をしようとする実験管理者は、法律等、実施規則及びこの規
則の定めるところにより、第一種使用規程に関する関係書類を添えて研究科長に
申請するものとする。

2 研究科長は、前項により申請があった第一種使用規程を委員会に諮問し、同委員
会の審議を経て、第一種使用規程について、総長を経由して、法律等の定める主
務大臣の承認を求めるものとする。

(第二種使用等)

第18条 第二種使用等をしようとする実験管理者は、法律等及びこの規則の定める
ところにより、第二種使用等拡散防止措置に関する関係書類を添えて研究科長に
申請するものとする。

第19条 研究科長は、前条により申請があった第二種使用等が法律等において拡散
防止措置が定められていない実験等（大臣確認実験）の場合には、委員会の審議
を経て、当該第二種使用等について、総長を経由して、文部科学大臣の確認を求
めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、安全性の確認方法等の手続に関する必要な事項は、研
究科長がこれを定める。

第20条 研究科長は、第18条により申請があった第二種使用等が法律等において
拡散防止措置が定められている実験等（機関実験）である場合には、委員会の審
議を経て、当該第二種使用等について承認をあたえるか否かの決定を行うものと
する。

2 研究科長は、前項の規定により第二種使用等を承認した場合は、すみやかに実験
管理者に通知するとともに、総長に報告するものとする。

第21条 第17条から前条までの規定については、実験等計画を変更する場合も同
様とする。

第22条 第18条に規定する第二種使用等のうち、法律等において拡散防止措置が
定められている実験等（機関実験）である場合の申請書の様式は、実施規則第20
条別記様式のとおりとする。

(改善の勧告、計画等の変更又は承認の取消し)

第23条 研究科長は、第19条第1項の規定により承認を与えた実験等の安全性等

について疑義が生じた場合は、委員会又は拡散防止主任者の勧告に基づき、実験等方法の改善の勧告、実験等の計画変更又は承認の取消しの決定を行うことができる。

第 5 章 施設・設備の管理及び保全

(施設・設備の管理保全)

第 24 条 研究科長は、実験に使用する施設・設備を法律等に定める物理的封じ込めの基準に基づいて設置し、その管理保全に努めなければならない。

(実験室等への出入及び制限)

第 25 条 実験室等への出入については、物理的封じ込めの程度に応じて、法律等に定める拡散防止措置を遵守しなければならない。

2 拡散防止主任者及び実験管理者が特に必要と認めた者以外は、実験室等へ出入してはならない。

3 前項の規定により、実験室等への出入を許可された者は、出入に当って、拡散防止主任者及び実験管理者の指示に従わなければならぬ。

(標識)

第 26 条 実験室等には、別紙 1 により標識を掲げなければならない。ただし、P1 レベルの実験に使用する実験室等については、この限りではない。

2 実験管理者は、P2 レベル以上の物理的封じ込めによる実験が進行中の場合には、実験室等の入口に別紙 2 により標識を掲げなければならない。

3 組換え体を保管する冷凍庫及び冷蔵庫等にも別紙 3 により標識を掲げなければならない。

4 実験室等にて組換え動物を飼育する場合には、実験室等の入口に別紙 4 により標識を掲げなければならない。

5 実験室等にて組換え植物を栽培する場合には、実験室等の入口に別紙 5 により標識を掲げなければならない。

(実験試料の取扱い等)

第 27 条 実験等従事者は、実験開始前及び実験中において常時実験等に用いられる DNA 供与体、宿主及びベクター等が生物学的拡散防止措置の条件を満たすものであることを厳重に確認するとともに、これらの実験等試料の取扱いについては、法律等に定める拡散防止措置を厳重に遵守しなければならない。

2 組換え体等の運搬・郵送については、法律等に定める拡散防止措置を厳重に遵守しなければならない。

(検査)

第 28 条 実験管理者は、次の各号で定めるところにより実験室等の管理、保全等を行わなければならない。

- (1) 実験室等が P2 レベル以上のものであるときは、拡散防止主任者の指導助言のもとに、年 1 回定期的に当該実験室等が法律等で定める要件を満たしていることを確認するための検査を行うこと。
 - (2) 実験に使用する安全キャビネットについて、拡散防止主任者の指導助言のもとに、法律等に定めるところにより検査を行うこと。
- 2 実験管理者は、前項の検査で異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を拡散防止主任者に報告しなければならない。

第 6 章 教育訓練及び健康管理 (教育訓練)

第 29 条 研究科長及び実験管理者は、実験等従事者等に対し、実験等開始前に、法律等及び本規則を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

- (1) 危険度に応じた微生物安全取扱い技術
 - (2) 拡散防止措置に関する知識及び技術
 - (3) 実施しようとする実験等の危険性に関する知識
 - (4) 事故発生の場合の措置に関する知識
- 2 実験管理者は、前項の教育訓練の計画及び実施に関して、拡散防止主任者に協力を求めることができる。

(健康診断)

第 30 条 研究科長は、実験等従事者の健康管理について、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 実験等従事者に対し、実験等実施期間内に定期的に健康診断を行うこと。
 - (2) 実験等従事者が病原微生物を取り扱う場合には、東京大学研究用微生物安全管理マニュアルに従い、所定の措置を行うこと。
 - (3) 実験室内感染の疑いがある場合には、直ちに医師の診断を受けさせること。
 - (4) 実験等従事者が次の一に該当するとき又は同様の報告を受けたときは、直ちに調査するとともに必要な措置を講ずること。
 - ア 組換え体を誤って飲み込み又は吸い込んだとき。
 - イ 組換え体により皮膚が汚染されたとき。
 - ウ 組換え体により実験施設が著しく汚染された場合、その場に居あわせたとき。
 - エ 重症又は長期にわたる病気にかかつたとき。
- 2 実験等従事者は、自己の健康管理に努めるものとし、前項第 4 号の一に該当する場合は、直ちに研究科長に報告するものとする。

第 7 章 異常事態発生時の措置

(緊急時の措置)

第 31 条 研究科長は、実験室等において、事故若しくは地震、火災その他の災害のため生物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(通報)

第 32 条 実験施設において、異常事態を発見した者は、直ちに実験管理者及び拡散防止主任者に通報しなければならない。

(実験管理者等のとる措置)

第 33 条 実験管理者は、異常事態発生の通報を受けた場合及び異常事態を発見した場合は、実験室等の使用禁止又は立入禁止の措置を講ずるとともに、消毒その他の必要な措置をとり、拡散防止主任者の指示をあおがなければならない。

第 34 条 異常事態の結果、障害を受けた者又は障害発生のおそれのある者が生じた場合は、実験管理者は、拡散防止主任者の指示によって救急措置をとるとともに、医師の診療を受けさせなければならない。

第 35 条 実験管理者及び拡散防止主任者は、異常事態の経過及び措置等に関する報告書を作成し、研究科長及び委員長に提出しなければならない。

第 36 条 委員長は、前条の報告を受け、必要と認めた場合には、委員会を招集し、対策等について審議しなければならない。

第 37 条 研究科長は、前 4 条の規定による措置を講じた場合には、すみやかに異常事態発生の状況及び応急措置の概要等を総長に報告しなければならない。

第 8 章 記録

(記録・保管)

第 38 条 実験管理者は、次の各号に掲げる事項を確実に記録し、拡散防止主任者と緊密な連絡のもとに、その記録を 5 年間保存しなければならない。

- (1) 実験等計画書及び実験の記録
- (2) 遺伝子組換え生物等の授受、保存及び廃棄
- (3) 異常事態の経過及び措置
- (4) 実験室等への出入者の氏名、目的等
- (5) 健康診断受診の記録（本学が実施する定期健康診断の記録を除く。）

(他の規則との関連)

第 39 条 実験等が他の規則（東京大学ヒト生殖・クローン関連実験規則、東京大学研究用微生物安全管理規則、東京大学動物実験実施規則等）の適用を受ける場合には、実験等従事者はそれぞれの実施要項等を遵守しなければならない。

第 9 章 雜則

(秘密を守る義務)

第 40 条 この規則の運用に携わる者は、実験等計画の内容その他実験等計画に関する事項について秘密を守らなければならない。

(庶務)

第 41 条 委員会にかかる庶務は、事務部庶務係において処理する。

(細則)

第 42 条 この規則の運営に関する必要な事項は、委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 東京大学薬学部組換え DNA 実験実施規則は、この規則施行の日から廃止する。
- 3 この規則の施行前に法律等の趣旨に則り行った第二種使用等の文部科学大臣の確認については、旧規則の定めにかかわらず、第 18 条及び第 19 条の規定に基づいて行ったものとみなす。
- 4 旧規則の定めに基づいて行った届出又は承認の実験(この規則の規定による大臣確認実験に該当するものを除く。)は、法律等において定められている拡散防止措置を確認することにより、第 20 条及び第 21 条の規定に基づく申請及び承認・報告を行ったものとみなす。この場合において、旧規則の組換えDNA実験計画書における動物作成実験又は植物作成実験に該当する区分が「P 2」又は「P 2に準ずる」と記載されているのは「P 1 A」又は「P 1 P」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 9 月 14 日から施行する。

(別記様式1)

平成 年 月 日

(相手先機関名)

(譲受者等所属・職・氏名)

殿

遺伝子組換え生物等の国内移動に係る情報提供書（第一種使用等）

本遺伝子組換え生物等は、遺伝子組換え生物等の使用等による生物の多様性の確保に関する法律第2条第5項による第一種使用等を行っているものであるので、同法第26条の規定により以下のとおり情報提供を行います。

項目	内 容
第一種使用規程について主務大臣の承認の有無 (有の場合はその主務大臣名)	有 (大臣) 無
施行規則第5条第1号、第2号若しくは第6号に基づく使用等の有無 (有の場合はその適用号数) (注)	有 (第1号・第2号・第6号) 無
適正使用情報 (定められている場合)	
譲渡等の予定日	平成 年 月 日
第一種使用等に係る第一種使用規程の承認年月日	平成 年 月 日

(注) 第5条第1号 人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第一種使用等をする必要がある場合として主務大臣が別に定める場合

第2号 法[第十七条](#) (生物検査命令)、[第三十一条](#) (立入検査等) 又は[第三十二条](#) (センター等による立入検査等) に基づく検査を実施するため、又はその準備を行うめ、必要最小限の第一種使用等をする場合

第6号 承認を受けた第一種使用規程に従わないで又は第一種使用規程の承認を受けないで第一種使用等がなされた遺伝子組換え生物等に係る生物多様性影響を防止するため、必要最小限の第一種使用等をする場合

(提供者) 郵便番号 : _____
 住 所 : _____
 機 関 名 : 東京大学
 所 属 名 : ○○○研究科・○○教室
 職 名 : _____
 氏 名 : _____
 T E L : _____
 F A X : _____
 E-mail : _____

(別記様式2)

平成 年 月 日

(相手先機関名)

(譲受者等所属・職・氏名)

殿

遺伝子組換え生物等の国内移動に係る情報提供書（第二種使用等）

本遺伝子組換え生物等は、遺伝子組換え生物等の使用等による生物の多様性の確保に関する法律第2条第6項による第二種使用等を行っているものであるので、同法第26条の規定により以下のとおり情報提供を行います。

項目	内 容
宿主又は親生物の名称 (名称がない又は不明であるときはその旨)	
供与核酸の名称 (名称がない又は不明であるときはその旨)	
提供者の施行規則第16条第1号、第2号又は第4号に基づく使用等の有無 (有の場合はその適用号数) (注)	有 (第1号・第2号・第4号) 無
遺伝子組換え生物等が動物の場合、その分類	TG / KO / その他
拡散防止措置 レベル	
譲渡等の予定日	平成 年 月 日
第二種使用等の承認年月日及び番号	平成 年 月 日・

(注) 第16条第1号 人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合として主務大臣が別に定める場合

第2号 法第十七条 (生物検査命令)、第三十一条 (立入検査等) 又は第三十二条 (センター等による立入検査等) に基づく検査を実施するため、又はその準備を行うめ、必要最小限の第二種使用等をする場合

第4号 法の規定に違反して使用等がなされた遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため、必要最小限の第二種使用等をする場合

(提供者) 郵便番号 : _____
 住 所 : _____
 機 関 名 : 東京大学
 所 属 名 : ○○○研究科・○○教室
 職 名 : _____
 氏 名 : _____
 T E L : _____
 F A X : _____
 E-mail : _____

別記様式（第19条関係）

東京大学第二種使用等拡散防止措置
機関確認・承認申請書

平成 年 月 日

東京大学大学院薬学系研究科長 殿

申請者	部局・分野		
	実験管理者 職・氏名	TEL	FAX
	E-mail		
	実験担当責任者 職・氏名	TEL	FAX
	E-mail		

遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の確認・承認を受けたいので、次とおり申請します。

第二種使用等の名称		
第二種使用等の種類	1. 微生物使用実験 4. 植物使用実験 2. 大量培養実験 (1) 植物作成実験 3. 動物使用実験 (2) 植物接種実験 (1) 動物作成実験 (3) きのこ作成実験 (2) 動物接種実験 5. 細胞融合実験	
実験実施予定期間 (5年以内)	平成 年 月 から 平成 年 月 まで	
使用場所	名 称	
	所 在 地	
第二種使用等の目的		
第二種使用等の概要		
遺伝子組換え生物等を不活化するための措置		
その他参考となる事項	申請内容の変更 (承認日 平成 年 月 日 / 承認番号 号) 変更内容 :	
遺伝子組換え生物等委員会が本拡散防止措置を適當と認める理由	委員長の所属職・氏名	大学院薬学系研究科・教授・三浦 正幸

遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表						
核酸供与体	供与核酸	ベクター	宿主等	保有動植物等	拡散防止措置の区分	備 考

拡散防止措置に係る施設等	位 置	
	構 造 (P3 のみ該当)	
	設 備	
<input type="checkbox"/> 第3頁へ続く		<input type="checkbox"/> 第3頁の事項はすべて空欄につき省略

遺伝子組換え生物等の特性

(参考) 以下に該当する場合に記入が必要な場所を注の番号で示します。

あまり知られていない遺伝子・新規遺伝子 : (b) (審査に必要な程度で簡単に)

あまり知られていないベクター : (c, d, e, f)

毒素遺伝子 : (a, b)

大量培養実験 : (e)

組換え動植物を作出する実験、組換え体を接種する実験は2ページ目までの記載で結構です。

核酸供与体の特性 (a)	
供与核酸の特性 (b)	
ベクター等の特性 (c)	
宿主等の特性 (d)	
遺伝子組換え生物等の特性 (宿主等との相違を含む) (e)	
遺伝子組換え生物等を保存 している動物、植物又は 細胞等の特性 (f)	

[備考]

- 1 「申請者の実験管理者」については、当該第二種使用等を直接管理する者について記載すること。
- 2 「申請者の実験担当責任者」については、当該第二種使用等に実際に従事する実験責任者について記載すること。
- 3 「第二種使用等の名称」については、当該第二種使用等の目的及び概要を簡潔に表す名称を記載すること。
- 4 「第二種使用等の種類」については、当該第二種使用等が該当するすべての項目を選ぶこと。
- 5 「使用場所」については、当該第二種使用等に用いるすべての実験室、実験区画、実験区域、及び飼育区画についてそれぞれ記載すること。
- 6 「第二種使用等の概要」については、当該第二種使用等に係るすべての遺伝子組換え生物等について記載すること。
- 7 「遺伝子組換え生物等及び拡散防止措置の一覧表」については、当該第二種使用等に係るすべての遺伝子組換え生物等及び当該第二種使用等をする間に係る拡散防止措置の区分を記載すること。また、適宜区画することにより、核酸供与体、供与核酸、ベクター、宿主等、保有動植物等及び拡散防止措置の個々の組合せ並びに実験の一連の流れがわかるように記載すること。
 - ・ 「核酸供与体」は、核酸供与体となる生物の種名、系統名等及び区分（クラス）を記載すること。
 - ・ 「供与核酸」は、遺伝子の名称等やゲノムDNA、相補DNA、合成DNA等の供与核酸の種類を記載すること。
 - ・ 「ベクター」は、審査に必要な範囲でベクターの名称を記載すること。なお、ウイルスは、ベクターとして用いる場合であっても、宿主として扱われる所以、宿主等に記載すること。
 - ・ 「宿主等」、「保有動植物等」は、それぞれ宿主、遺伝子組換え生物等を保有させている動物、植物及び細胞等の種名、系統名等を記載すること。また、「宿主等」には区分（クラス）を記載すること。
 - ・ 「拡散防止措置の区分」は、省令の別表第二から第五の上欄に掲げる拡散防止措置の区分（クラス）を参考に実験をする間に執る拡散防止措置の区分を記載すること。
- 8 「拡散防止措置に係る施設等」については、次に掲げる項目について記載すること。
 - (1) 使用場所に記載した名称の位置を図示
 - (2) 培養設備等の総容量（大量培養実験の場合に限る。）
 - (3) 施設等の認可状況
- 9 この用紙は、日本工業規格A4のつづり込式とすること。
- 10 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。

東京大学

大学院薬学系研究科・薬学部

組換えDNA実験施設

許可なく立ち入ることを禁止する

実験管理者

電話 学内（ ） 自宅（ ）

（ ）

東京大学

大学院薬学系研究科・薬学部

組換えDNA実験中

組換えDNA実験室（
号室）

P 2

東京大学

大学院薬学系研究科・薬学部

組換え体保管中

取扱い注意

組換えDNA実験室（
号室）

P 2

東京大学 大学院薬学系研究科・薬学部

組換え動物飼育中

組換えDNA実験室（
号室）

P A

東京大学 大学院薬学系研究科・薬学部

組換え植物等栽培中

P P

組換えDNA実験室（
号室）